

## 酒井一臣

## 『近代日本外交とアジア太平洋秩序』

昭和堂、2009年4月刊、A5判、255頁、4700円＋税、ISBN978-4-8122-0911-0

その出発点をどこまでさかのぼるかはおもかく、近代の国際関係は、西ヨーロッパ発祥のローカルな〈世界システム〉が、そのほかの諸々の〈世界システム〉を呑み込みながら、地球全体に拡大していく過程であった。その過程で、多くのくにや地域が、西ヨーロッパから拡大してきたこの近代国際秩序への対応に失敗し、あるいはその機会さえ十分に与えられず、植民地化・半植民地化されていった。

ただし、国内制度の近代化（つまり西ヨーロッパ化）に成功し、うまく適応した諸国も少数ながら存在する。その最たる例は当然日本であろう。

多くの代償を払いしたが、明治維新による日本の近代化の成功はめざましいものがあつた。ついにはみずから植民地を支配し、欧米列強とならんで国際秩序の“管理・運営”に与る〈大国〉にまで成長したのである。少なくとも第2次世界大戦前の非欧米世界で、この日本の成功例に比肩する国家は見あたらない。

しかし、このめざましい成功者は、大国の地位を得てからわずか10数年のうちに、近代国際秩序への挑戦者に変貌をとげる。そして、多大な犠牲を引きおこした上で、完膚無きまでに敗れ去って、必死の思いで手に入れた〈大国〉の地位を失った。その後、「経済大国」と呼ばれるまでにその地位を回復した日本だが、多くの（特にリアリストの）期待を裏切って、〈大国〉の地位はおろか、「普通の国」になるべきかどうかについても、いまだハッキリとした態度を示せていない。

こうした“トラウマ”を日本国民の集団心理にもたらした日本の近代国際秩序への適応を、あるいは「近代化」そのものを、どこまで〈成功〉と呼べるのか。同時に、最たる〈順応者〉を、最たる〈挑戦者〉の1つにしてしまった近代国際秩序

の限界と問題点とは何か。それが酒井一臣による本書、『近代日本外交とアジア太平洋秩序』の根底にある問題意識ではないかと、評者は考える。

本書の「後書き」にあるように、大阪大学の「西洋史学研究室」で研究者としてのトレーニングを主に受けた酒井は、歴史学、植民地研究、そして国際政治学の最新の知見を積極的に外交史研究に導入し、戦前期の近代日本外交の再解釈を行ってきた。その研究姿勢は、研究成果の蓄積が進むにしたがい、ますます細分化・史料中心主義化が進む日本外交史の研究状況とは、まさに好対照をなしている（そして著者はこうした外交史の現状に極めて批判的である）。

こうした酒井の外交史研究のアプローチを最も特徴付けているのが「文明国標準」という概念への強い注目と、それに支えられたヨーロッパ流の貴族的エリート主義を基盤とする〈外交思想〉への厳しくも高い評価である。

周知のように近代国際秩序は、その別名である「主権国家体系」が示すように、独立国家間の権利における平等を原則としていた。しかし同時に、実際の国際政治が大国間の権力政治によってほぼ支配されていること、そしてこの〈大国〉の多くが大規模な植民地を保有し、場合によっては植民地の支配が〈大国〉であるための要件の1つとさえ考えられていたことは、当時の〈常識〉であつた。

酒井が使用する「文明国標準」という概念は、こうした国際政治の二重基準を非難するというよりも、大国がその矛盾をどのように説明・正当化しようとしたのかを批判的に理解するための分析枠組みである。本書によれば、もともとこの言葉は、以上にみた「二重基準」に根拠を与えるために、当時の国際法学で使用された専門用語である。具体的には、以下の5つの条件すべてに達していない国・地域には、国際法を平等に適用する必要がないとされた。

- 一 基本的権利をとくに外国人にたいして保障すること。
- 二 効率的な国家運営と自衛のできる政治機構をもっていること。
- 三 戦時を含め、国際法を受け入れ、かついか

なる法域においても公正さが保障された国内法制度をもっていること。

四 つねに適切な外交手段を行使することによって、国際システムでの責務を果たすこと。

五 殉死・一夫多妻・隷属など文明的でない慣習を捨て、文明国が受け入れている規範や慣行に従うこと。

酒井は、このなかでも、特に5番目の条件を重視して、本書の議論を展開する。なぜなら、客観的な評価がより難しく、また各政治的共同体のアイデンティティの根幹にかかわる「文化」においても、近代ヨーロッパの圧倒的な優越とそれへの順応が当然の前提とされているからである。

このことから著者は、「文明国標準」を非西洋世界をふくむ諸国の外交政策や対外政策論の中に広く見られた「西欧文明を準則とした価値観や思考様式のあり方」にまで敷衍して、議論を進めていく。そして、こうした「価値観や思考様式」に過剰なまでにその〈外交〉を規定されていたのが近代日本であり、明治維新（というよりも安政の開国）以来、1930年代に近代国際秩序への挑戦をはじめまでのその外交方針や対外態度、さらには対外政策の基本的な〈変化〉でさえも、著者がいう意味での「文明国標準」主義に基づいた終始一貫した行動であったことを本書は主張するのである。

以上が評者が理解する本書の議論の最たる特徴とその基調であるが、本論部分の紹介に入る前に、本書の分析上の視角と問題意識をさらに4点、確認しておきたい。本書の意義を適切に評価するためには、先に見た「文明国標準」に代表される、そのユニークな分析枠組みと著者の強烈な問題意識を十分に理解することが必要だと考えるからである。

まず、「文明国標準」による著者の近代日本外交の分析は、すでに見たように少なくとも幕末から1930年代半ばまでを射程におさめるが、本書の議論の焦点は、一般的に考えて「文明国標準」が最も重くのしかかったであろう明治の不平等条約期ではなく、その後の「第1次世界大戦前後の

時期」に置かれる。

なぜか。中国のナショナリズムの高まりなど著者はいくつか背景を説明しているが、その最たる理由は、この時期に「文明国標準のルールの変更」が生じたからである。よって、突然のルール変更への日本外交の対応を分析することで、その本質を明らかにすることが可能になるという。もちろんこの「ルール変更」とは、アメリカの大統領ウィルソンによる「新外交」理念の国際政治への導入である。

ただし、第2に、著者は「新外交」によって国際政治や外交の〈本質〉が変化したとは考えない。特に今回も一方的に新ルールを突きつけられた日本外交にとって、それは新しくとも「文明国標準」に変わりなかったのであり、「新外交」への〈接近〉や〈呼応〉と思われる行動であっても、基本的には現実の力関係の変化＝大勢を重視した「即物的・功利的な現実主義」外交であった。

もっとも、第3に、「価値観や思考様式」としての「文明国標準」を重視する本書が、理念や思想の影響を無視しているわけではない。むしろ当時の〈日本社会〉が一般的に抱いていた国際政治観や自己認識に無頓着で、外交文書の分析に没頭する外交史研究の“エリートイズム”に異を唱え、社会の雰囲気や国際秩序観に注目する「社会外交史」を提唱する。

最後に、前記のエリート主義批判との関係がやや気になるが、ナショナリズム（特に大衆のそれ）に対する厳しい評価である。近年の「文化研究」に批判的な著者は、文化研究が虚像として攻撃する「国民国家」が、それでも外交史の主要なアクターであるべき妥当性を強く主張する。ただし、同時に著者は、第1次大戦前後からの大衆ナショナリズムの高まりが、時には「国家を超える利益を主眼とする政策協調を可能」にした19世紀型のエリート主義的国際主義を困難にし、国際社会を「国益が衝突する場」へと変えていったことを強調するのである（第9章）。その意味では、国家（state）はともかく、国民（nation）を問題視する視点を、本書は文化研究と共有していると言えるかもしれない。

さて、近代日本外交を「文明国標準」への順応として描き出す本書の本論部分は、3部からなる。各部のタイトルにあるように、I部では日本外交がとった「文明国標準」主義の「原型」が、II部ではその「展開」が、そして最後のIII部においてその精華が花開くと同時に、「崩壊の予兆」が見られはじめたことが論じられる。

I部は2つの章からなる。第1章「田口卯吉の現実外交路線」では、「文明国標準」主義をとった日本の現実主義外交の典型的な発想を示すものとして、明治期にエコノミストとして活躍した田口卯吉が、その最晩年（1904）に発表した〈天孫人種白人起源説〉が取り上げられる。もっともこの議論をもって、「日本のアダム・スミス」とまで呼ばれた明治を代表する知識人が、自国民を白人と信じ込むほど西洋文明に順応していたことを主張するのではない。著者によれば、田口の議論の真の目的は、同時期に支持を集めつつあったアジア主義的な外交論を牽制することにあった。そうすることで田口は、理想だけが先走っているアジアとの人種的連帯論よりも、欧米との協調から得られる経済的利益を優先することを主張したのである。自国民のアイデンティティーでさえも、経済的合理性・功利性の追求のために自由に操作するこうした田口の“現実主義的”発想に、著者は近代日本外交のいわば〈理念型〉を見るのである。

もっとも経済的利益の予定調和を前提とする〈楽観的な国際協調主義〉が、そのまま日本外交の基本方針であったわけではない。むしろ日本政府の外交方針は「後ろ向きの大勢順応的国際協調主義」と呼べるものであった。特に「文明国標準」のルールの変更が進むにつれて、その傾向は強まっていく。

こうした日本外交の特徴を論じたのが、1899年と1907年に開催されたハーグ平和会議に対する日本外交の対応を、第1次大戦直後のパリ講和会議に対するものと比較しつつ論じた、第2章「秩序なき社会の平和」である。軍備制限と戦争の秩序化（戦時国際法・仲裁裁判条約の整備）を意図したハーグ平和会議と、勢力均衡外交と「帝国主義」の克服をめざしたパリ講和会議は、ともに「文

明国標準」の変更を試みたものであった。対して「文明国標準」主義をとる日本外交は、新たな国際思潮に消極姿勢を示すことによる「文明国」としての評判の低下と、実際的外交政策が制約される不利益を慎重に天秤にかけながら、「変化が確定した部分に関してのみ賛同して大勢に逆らわないように」すると同時に、「日本の個別利益を確保しようとしたのである」。そして著者は、第2回ハーグ会議とパリ講和会議時の驚くほど似通った政府訓令を引きながら、第1次大戦前に原型ができあがっていた消極的な「大勢順応主義」が、「新外交」登場後も、日本の国際協調外交の基調であり続けたことを論じるのである。

II部（第3-6章）は、いわゆる「南洋問題」（南太平洋群島への進出[論]）とそれをめぐる日米・日豪関係が中心のテーマだが、このパートでは「文明国標準」を用いた本書の近代日本外交分析の特長が、特によく発揮されているように思われる。

まず第3章「海洋帝国日本の南進」で、広汎な先行研究をひいて南洋問題の性格を整理した上で、当時の雑誌記事や外交官の現地報告書、そして1914年に開催された東京大正博覧会で、現地人が「展示」されたエピソードなどを手がかりに、当時の日本社会の南洋観を解き明かしていく。この議論を踏まえた上で、つづく3つの章——第4章「南洋群島委任統治政策の形成」、第5章「過剰統治と『文明の使命』」、第6章「交錯する日米豪関係」——で論じられるのが、第1次大戦の勃発を契機に急展開した日本の南洋進出（ドイツ領の南洋群島の占領）と、大戦終結後の国際連盟下の委任統治をめぐって生じた日米・日豪間の対立である。

ここで共通して強調されるのは、「文明国」としての責務を果たすことに「過剰」なまでに執心する日本の姿である。まず第4章で、旧ドイツ領の南洋群島に、統治国の法律の適用が認められる「C式委任統治方式」が採用された経緯が明らかにされる。そこには、日本の脅威を封じ込めるために、自国が占領した赤道以南地域の植民地統治にこだわるオーストラリアのヒューズ首相の意向が強く働いていた。いわばヒューズの強烈な人

種々の偏見のおかげで日本は、南洋群島を〈「植民地」とほぼ同然に統治する〉ことが可能になったのである。ただし、C式の建前は〈文明国が、最も文明から遠い地域を文明化する〉というものであり、「文明国標準」主義の日本外交は、この「理想」を単なるお題目とは考えなかった。

第5章では、その日本の南洋統治の実態が「文明国標準」の観点から再評価される。本書によれば、現地の統治機関である南洋庁は発足時に、すでにドイツ時代の「約24倍」にあたる608名の定員を有していた。また現地の教育方針でも、「皇恩」ではなく「文化の恩恵」が強調されたという。こうして著者は、「文明化」が「同化」に転化する危うさを十分に認めつつも、植民地帝国の軍事的拡張という単線的な「日本帝国史」理解を、日本の南洋統治の特質を見誤るものとして強く批判するのである。

第6章は、日本の南洋進出がつくりだした「太平洋問題」について論じる。最大の焦点だったのは、日本の委任統治領域にふくまれていたヤップ島である。太平洋の通信ケーブルの中継拠点となっていたためである。やはりここでも本書が重視するのは、日本外交の大勢順応主義的な「文明国標準」主義である。同時に、「新外交」による変化を否定する著者らしく、日本の勢力伸長を警戒するアメリカ外交の勢力均衡論的な発想が強調される。ヤップ島問題は「日本側が大幅に譲歩した」ことによって決着したが、それはアメリカとの協調の必要性を強く認識する、日本外交の「利害得失の冷徹な計算」の結果であった。

一方、本書で「文明国標準」に基づくエリート主義外交と対比される「大衆ナショナリズム」を太平洋問題で体現するのが、オーストラリアの対日強硬外交である。実際のところ日本政府にはオーストラリアに日本人移民の受け入れをせまったり、南洋群島を排他的に囲い込んだりする意思はなく、パリ講和会議に提出した「人種平等案」にしても、〈文明国の国民の平等〉を求めるものにすぎなかった。しかも著者が現地で発掘した当時の日本専門家のメモランダムや報告書は、こうした「功利的」な日本外交の姿勢を再三強調して

いる。しかしこの「エリート官僚」の訴えに、排日感情の強い「大衆」を支持基盤とする労働党のヒューズ首相は、耳を貸そうとはしなかった。こうした日豪関係の構図に著者は、日本の「文明国」としての地位の向上が、〈文明社会〉の対日警戒感を増大させるという「矛盾」の典型例を見いだすのである。

本書のクライマックスとなるⅢ部は3つの章——第7章「大国による中国管理論」、第8章「国際金融家と中国管理」、第9章「国際協調主義外交の限界」——からなる。メイン・テーマは、中国をめぐるエリート主義的国際協調外交と大衆ナショナリズムとの間の矛盾・対立である。まず第7章で、当時盛んに唱えられた〈中国の国際共同管理論〉を題材に、内戦状態にある中国を対等の存在とははなから見なさない欧米列強の根深い〈文明国意識〉が確認される。同時に共同管理に慎重な姿勢を示し、中国での「門戸開放」と「内政不干渉」を主張する大戦後日本の協調外交にしても、中国における「既存の他国の勢力圏に進出して、国力増強を図るという現実主義」であり、消極的大勢順応主義という性格に本質的な変化は見られなかった。

こうした「文明国標準」にのっとる中国問題への対処が最も成功を収めたのが、第8章と第9章で扱われる対華新国際借款団の結成交渉(1918-20年)である。新借款団は、中国への借款供与を勢力圏の扶植に各列強が利用することを防止するために、アメリカ政府が提唱したものであった。その最大の標的だったのは西原借款を推進した日本であり、ウィルソン主義を東アジアの国際政治に本格的に導入する最初の試みでもあった。しかし本書の視角に立てば、新借款団交渉で明らかになったのは、依然として19世紀型の「文明国標準」によって問題が処理される国際政治の姿である。特に著者は、ロンドンの金融界(シティ)の価値観を共有する日米英の「国際金融家」による〈非公式〉の交渉が、問題の妥結をもたらしたことを重視する。そして、外交の民主的統制を唱えるウィルソンの「公開外交」の原則が、決して貴族主義的な「秘密外交」に代わることができなかった現

実に注意を喚起するのである。

ただし著者によれば、この華々しい「成功」は、その結果実現した大戦後の国際協調の失敗を予兆する出来事でもあった。最たる当事者である中国の民族主義的ナショナリズムと日本の大衆ナショナリズムが成長を続けるなかで、限られた社会階層の利益と価値観の一致に依拠する〈エリート主義的国際主義〉は急速に状況への対処能力を喪失していく。1920年代後半の中国をめぐる日米英協調の動揺とその後の無残な崩壊は、その帰結に外ならない。

以上、見てきたように本書『近代日本外交とアジア太平洋秩序』の描きだす近代日本外交史像は相当に魅力的である。特に酒井の言葉通りに、問題を把握するための大きな枠組みを失いがちな近年の日本外交史研究の中において、「文明国標準」によって日本外交の行動パターンを一貫して説明することによる史料中心主義への〈問題提起〉〈異議申し立て〉は、かなりの程度成功していると言えるだろう。「絶滅」まで危惧される外交史研究のあり方を総体的に問い直す必要があるのなら、「社会外交史」をかかげる本書はその重要な出発点のひとつとなる。

しかし、本書の提示した枠組みが大きな魅力を持つがゆえに、否定的にいえばこつば化だが、良くいえば精緻化が著しい昨今の外交史研究のなかでは、問題点もそれだけ多く目に付く。もっともこのことは、強烈な問題意識に支えられた本書の議論が持つインパクトの裏返しであろう。最後に評者から本書に対する「問題提起」を行って、この拙評を締めたい。

まず、明快な分析枠組みを持つ本書であるが、その結論は相当にアンビバレントである。結論にあたる「終章」ではなく、「あとがき」で著者は、現在の楽天的なグローバル化論への自己の懐疑がみずからの外交史研究の背景にあって、「文明国標準」への準拠は必要だったとはいえ、そこに選ばれた者（エリート）の独善と独走があり、〔当時の大衆ナショナリズムの〕反動の動きを『愚か』と片付けることはできないと思うようになった」と告白している。しかし、「終章」と本論部分（特

に第9章）を読む限り——確かにそういう問題意識も感じられるのだが——戦前期の国際協調外交の失敗の原因を、それが準拠していたと著者が考える「文明国標準」の「独善と独走」にはなく、もっぱらその外部にあった大衆ナショナリズムに求めているように思われる。おそらく著者にすれば、結論部分は事実認識について述べたものであって、グローバル化論（つまり「文明国標準」主義）への懐疑とは矛盾しないのであろう。しかし評者はむしろ、社会・外交史研究としての事実評価と、著者個人の規範意識が十分には整理されず、混在している印象を受ける。本書の魅力の1つは著者のその強烈な問題意識だが、直截にそれを反映させすぎたことが、かえって本書の結論を本論の各論部分に比べればやや疑問の多いものにしてしまっていないか。

以上の問題は、本書の基本的な分析枠組みである「文明国標準」の適用の仕方にも感じられる。本書の分析によればハーグ平和会議、ついでパリ講和会議と「文明国標準」のルールの変更に順応してきた近代日本であったが、満州事変以降のアジア「新秩序」を求める日本の外交は、「文明国標準」からの逸脱（「解放」）と説明される。しかし当該期の日本外交の行動パターンも、大恐慌による世界経済のブロック化と、ソ連やドイツなどの全体主義国家の台頭という〈世界の大勢〉（と当時思われたもの）に順応したもので、その意味では著者のいう「即物的・功利主義的」現実主義外交であったと評価することも可能なのではない。もちろんいわゆる「親英米派」の政治家・外交官の退場と軍部の台頭、国際金融家の影響力の低下、対外侵略を煽る大衆メディアなど、逸脱を証拠づける理由は、いくらでも用意できる。しかし、必要な論証作業を著者が十分に行った上で、そのように結論したようには思われぬ。この判断に、少なくないエリート層の「近代」への失望と、計画経済・国家（国民）社会主義などの新しい「文明国標準」（と彼らが思ったもの）への傾倒よりも、大衆ナショナリズムの方を問題視する著者の「価値観や思考様式」が反映されているとは、言えないだろうか。

なお、こうした問題には、「文明国標準」論の、そして、それ以上に「現実主義外交」論の強力すぎる〈説明能力〉にも大きな原因があるように思われる。著者は「文明国標準」に基づく日本外交の行動を、繰り返し「現実主義的」と表現しているが、何を基準にある外交政策が「現実主義的」で、もしくはそうでないと判断しているのか明らかではない。このため、結局は、現在から振り返って成功した政策を「現実主義的」（1930年代以前）、そうではなかった政策を「非現実主義的」（1930年代以降）と判断しているようにも見える（そしてこのことは、評者のものをふくめて、特に近年の日本外交史研究に広く共通する問題でもあろう）。また「文明国標準」主義と「現実主義外交」の違いも、不明確であり、場合によってはほぼ同義に使われている。つまり、結局1930年代にいたるまでの近代日本外交の本質は、「即物的・功利主義的」な判断に基づいたものだったと説明されるのである。しかし、その結果、「価値観や思考様式」を重視する著者の「社会外交史」の試みが、やや弱められてしまっていないか（もちろん「即物的・功利主義的」現実主義こそが、「文明国標準」主義が体現する〈価値観〉であり〈思考様式〉であったと主張することは可能ではあるが）。

最後に外交史の史料中心主義に対する著者の批判についてコメントしておきたい。評者は著者の問題提起に対して、基本的には肯定的である。国際政治学が主に対象とする現代と戦前期の外交史が対象とする時代が離れるにしたがって（戦前期が移動するわけがないので当たり前のことだが）、両者の問題関心や方法論はどんどん重ならなくなってしまっている。またインターネットの発達などで、史料の入手が容易になり、その〈市場価値〉が相対的に低下していることも確かである。その意味で本書の問題提起は至極もつともである。ただし、そうであるからこそ著者は、もう少し積極的に外交文書に目を通し、外交交渉過程の分析や政策決定過程の検討を行うべきではなかったか。「南洋問題」をめぐる日豪関係の検討など、本書の外交史的価値が決して低いわけではないが、一般的な外交史が最も力を注ぐ外交文書の分

析作業への著者の強い懐疑論は、本書のすぐれた問題意識が外交史の研究者に受け入れられる余地をかえって必要もなく狭めてしまったのではないか。もし本書が、外交交渉や政策決定に関する公文書をそのユニークな分析枠組みでもって精力的に再検証し、新たな解釈を提示する作業をもう少し行っていたならば、著者の刺激的な方法論と分析視角は、より大きなインパクトを持ったのではないかと思われるのである。

（中谷直司）

ジョン・トーピー著 藤川隆男監訳  
『パスポートの発明

監視・シティズンシップ・国家』

法政大学出版局、2008年12月刊、B6判、324頁、  
3200円＋税、ISBN978-4-588-60304-4

これまで近代の描かれ方は様々であった。例えば、カール・マルクスは、近代資本主義の発展プロセスを資本家による生産手段の収奪の過程によって描写し、マックス・ヴェーバーは、国家による暴力手段の収奪という視点に立脚し、近代という時代を考察してきた。著者のジョン・トーピーは、これら2つの収奪に加えて、国家による移動を管理する権限の合法的な独占という第3の収奪の視点から近代を論じている。

本書は、パスポートやそれに類する書類に注目した近代国民国家論である。ここでは如何に近代国民国家がパスポートなどの書類を使って熱心に国民を掌握することに努めてきたかについて描かれている。著者が国民国家の誕生と位置付けるフランス革命以降、北大西洋地域においては多くの近代国民国家が誕生した。こういった近世から近代への移行過程で、国家はいくつかの課題に直面したと著者は主張する。第1の課題は、労働への参入であれ、救済の理由であれ、特定の地域で得られる経済的利益をどのように分配するかというものであり、第2の課題は、誰に徴兵や徴税の義務を課すべきか、そしてそれをどのようにして強制するかというものであった。

近代は農奴制・奴隷制の解体やそれに伴う職業選択の自由、及び人々の居住や移動の自由の獲得によって、人々のアイデンティティーが大いに流動化した時代である。その結果、近代国家のその存続の為に必要な課税や徴兵などの諸政策を実施していく為に、領域内に存在している財や住民の場所を確認する必要がある。近代国家のこれらの営みに関する従来の研究は、国家が社会に対して「浸透」していき、国家の存続の為に必要な物質を抽出する能力が大きくなっていくことに焦点を当ててきたと著者は主張している。すなわち強い国家が社会への影響力を拡大していくという図式である。しかしこの図式では、国家と国民の間に存在する永続的な関係については明らかにすることはできない。故に、国家が社会を「掌握した」というイメージを持つことが必要であるとしている。「掌握」というイメージを抱く事によって、近代国家が諸政策の実施の為に積極的に国民を包囲し、捕捉していき、最終的には国勢調査やパスポートなどの身元証明の書類を使用して掌握していくという国家の主体的な働きかけを理解することが出来るようになるのである。徴兵制など、近代国家の勃興と結びつけて考えられてきた様々な活動は国家が国民を掌握することによって体系的に実行可能になるものである。つまり近代国家における身分証明書、国勢調査、旅行許可証などの装置を使った移動の管理に関する権限の独占は、近代国家の諸活動を可能にする活動の上位に立つ非常に重要な要素であったのだ。

本書の第2章以降では、具体的にフランス革命期以降の北大西洋地域に存在する国家が、どの様に移動の管理に関する権限の独占を図ってきたかについて描かれている。国民国家の領域は、移動を規制し管理しようとする国家の試みとそれを実行するための官僚制などの行政機構の整備を通じて拡大し、近世の地域的・政治的・経済的な境界を国境のレベルにまで拡大させた。また移動の管理が適用される構成員と非構成員の区別を行う過程において国民が創出され、国民国家としての意識が形成されたというのが著者の主張である。

第2章では、著者が典型的な国民国家の誕生と

位置付けるフランス革命期を例にとり、国家が移動の管理の独占を企てようとしたプロセスが示されている。フランス革命の主な目的は、トクヴィルが示しているとおおり、第1段階では過去の一新であり、第2段階では旧制度の残骸を再利用することであった。革命政府は様々な敵に包囲されていたので、革命の達成業績の1つである移動の自由に反してでも、パスポートや他の書類を用いて、亡命者、反革命派の山賊、反抗的司祭、巡歴する乞食、徴集兵、外国生まれの人々の移動を規制しようと試みた。著者は、そこには現代の薬物検査に見られるような古典的な反自由主義的前提があると論じている。つまり、パスポートの携帯を旅行者に対して要求することは、旅行者が罪を犯すという前提に立っており、またこういった手続きに関して当局への協力を拒むものは、誰であっても罪を犯しているという前提である。こういった前提に立って、パスポートなどの移動に関する書類や身元を確認するための書類は、本章のタイトルにあるように「祖国の見張り番」の役割を果たしたのである。その過程で「外国人」の定義は、生まれた国に関わらず革命に反対する人を指す言葉から、今日的な意味へと変化していった。国民国家の領域においては、外国人であることはそれだけで監視の対象となる危険な存在になったのである。

第3章では、19世紀プロイセンにおいて、農奴の解放やそれに伴う移動の自由の容認、及び産業資本主義の発展による移動・居住及び職業選択の自由の進展によって、大いに人々のアイデンティティーが流動化し、その結果、従来の社会保障制度や移動の管理方法に綻びを生じさせ、身元証明書類の役割が増大していく過程が描かれている。特に1860年代以降発達した鉄道によって、人々が短時間に長距離移動する傾向が高まったことで、日本の関所を連想させるような近地点同士で移動を管理する従来の手法では、非効率的なことが自明となった。実際に人々の移動を事細かにチェックするよりは、その人物が規制される対象であるかどうかを把握することの方が重要視されるようになったのである。また産業資本主義の発

展は、各地で労働力の需要を呼び、国民国家の領域を超えた移動を引き起こしたことで、国家に対して更なる移動に関する障害の撤廃を迫った。しかしながらそのことは、国家が国民を掌握しようとするのを完全に放棄したことを意味しているわけではない。国家の掌握の力点が従来のような移動の規制から信頼できる証明書による身元確認へと変化したのである。

第4章では、北大西洋地域を例にとり、19世紀から第1次世界大戦期に進行した、経済自由主義の立場に立脚した移民規制の緩和とそれに伴う身分証明書の重要性の拡大に焦点が当てられている。また身分証明書によってもたらされた国民と外国人という明確な区別は、ネイティヴィズムの自然化と呼ぶプロセスを進行させたと著者は主張している。19世紀の後半にアメリカ合衆国が法の名の下、特定集団の移民規制を行ったことは国民集団間の関係性に関して1つの分水嶺となった。移民自体を規制するのではなく、移民を選別し身体的・倫理的な資質を持つ人々のみを対象としたことで、誰が同化でき、誰が公的な負担をもたらすことになるのかについてのカテゴリーが設定されたのである。こういったカテゴライズと期を一にして、パスポートは違った使われ方をされるようになった。アメリカが移民規制に乗り出したことで、イタリアは国民に乗船券取得前にパスポートを取得するように義務付ける。著者によるとこれはイタリアが出国を規制しようとして実施したことではなく、イタリア国民がアメリカの国境を目前に引き返してくることが相次いだ為、政府が国民の身元を保証することで、便宜を図るという意図が存在していた。つまり、パスポートが自国民を保護するために使用されたのである。著者は更に、この頃になると、外国人の監督や管理のための広範な官僚制システムと共に、可能な限り完全に総合的な外国人監視システムが構築されるようになってきたと論じている。こうしたシステムによって国家は外国人と国民の区別をより一層明確に出来るようになり、国家内は国民とそれ以外という排他性をより一層帯びるようになってきたとされる。加えて、1つの国に所属してい

ることを特定する書類を人々に持たせる政府の能力が一層拡大したことで、ドイツのように、従来は、外国人に向けて発行することもあったパスポートを、例外的な事例を除いて国民のみを対象としたものへと変えていく国家が現れ始めた。それはもしもドイツパスポートを保持した外国人が他国への入国を拒否されたり、なんらかの事由で強制送還されたりした場合には、ドイツパスポートを所持しているという理由のみで、ドイツがその身元引受人になる必要があるからである。こうした要因によってどの国も自国民以外の人々に保護の範囲を広げる意思を失っていった結果、北大西洋地域の国々では、相互に排他的な特徴が顕著になり、著者がネイティヴィズムの自然化と呼ぶ現象は一般化していったのである。

第5章では、第1次世界大戦から現代に至るまでの、移動の管理に関する国際的な取り組みについて述べられている。オーストリア＝ハンガリー帝国やオスマン帝国などの帝国の解体と、第1次世界大戦は、北大西洋地域における難民の数を増加させ、国民国家による対策のみでは限界が生じるようになった。国民国家システムの勝利から不可避的に生まれてきた難民への対策として、国際連盟は難民高等弁務官であるフリチョフ・ナンセンの提言を受け、後にナンセン・パスポートと呼ばれる仕組みを1922年に作り上げる。ナンセン・パスポートは、そのパスポートを発行する国が国民としての権利を確約する必要が無いなどの欠陥はあったが、難民保護には一定の成果を挙げ、多くの国々で受け入れられた。著者は、このパスポートを一種の超国家的な市民権の役割を果たした重要な制度であるとしている。更にグローバル化が進展すると、そういった難民はより生きにくくなった。それは、マイケル・ウォルツァーが主張したように「国家の壁を壊すこと」が「壁のない世界を生むのではなく、むしろ千の小さな砦」を作り出したからである。移動の管理に関する権限は、地域から国家、超国家へと拡大しているが、それは中世的な要塞化された都市が拡大しているようなものだ。都市を跨ぐ移動ではより一層身分証明書の重要性が増し、都市への帰属を証明でき

なければ、移動に関して不都合が生じる。また、都市は構成員以外の保護に関してはより無頓着になってきている。要塞が拡大すればするほど、その要塞の壁も一層高くなっていき、構成員とそれ以外の区別も厳格化していくのである。著者は国際民間航空機関による旅券の企画統一と技術改良を求める活動を例に挙げ、書類による管理や他の行政上の防衛策は絶え間なく強化され合理化されていると主張している。グローバル化の進行が国民国家という壁を撤廃し移動の自由をより一層促進していくというよりは、むしろグローバル化によって、政治的な帰属を示すパスポートの重要性が増すのではないかとの見解を示すことで著者は本書を結んでいる。

以上が本書の概観である。本書の斬新さはパスポートという1枚の書類を用いて、近代以降の国民国家やそれを構成員としている国民国家系の発展を概観しようというその視点にある。こういった視点は、著者が移民研究において制度を重要視していることから生まれたものであろうと推測出来る。確かに誰に対して入国や移住を認めるかという問題は大きい受入国側の価値観を示しており、制度に色濃く反映される。19世紀後半からアメリカやオーストラリアなどで本格化する有色人種排斥の思想の高まりと制度化の歴史は、その好例であろう。

しかし本書には幾つかの問題点が存在している。それは著者にとっては最初に、「移動の管理の独占というプロセス」が自明な枠組みとして存在しており、それに従って論を進行させるために、色々な事例が恣意的に並べられていることである。そして、その1つ1つを詳細に見ていくと、そのどれもが論理的な必然性があるとは言いがたく、検討の余地があるということである。例えば、著者は経済資本主義の発展に関するドイツとイギリスの特色の違いを、両国の移動の管理独占におけるプロセスの違いに求めている。しかしこの両者には直接的で論理的な因果関係は無く、本書中においても十分に実証されているとは言いがたい。この点に関しては、対象を絞った更なる比較研究が必要であろう。またアメリカやドイツにお

いてスト破りとして機能していた中国人やポーランド人を移民規制対象とし排斥する過程を、著者はまた移動の管理の独占と結びつけることで論じている。しかし、実際にどの程度の人々がパスポートや査証による制約を受け、実際入国が許可されたのは何人であったか等についての数字的論理的な裏付けは本書中には存在していない。それらの記述が無いことで、どこまで移民規制においてパスポートが重要な書類であったかについて、その影響力が不鮮明になってしまっている。

歴史学の観点から見たときに実証の側面が薄いことの要因はトピーも自認している通り、著者が歴史学者というよりは歴史に強い関心を抱く、比較歴史社会学者であることと関係がある。しかしながら著者が社会学の観点から論理的な枠組みの提示を意図していたとしても、依然として問題は残る。国民国家内の排他性に関する記述のところで著者は、国家による掌握が進み、国民と外国人という身元が峻別されたことにその要因を求めている。しかしながら、マイノリティが権利拡大を志向した運動を顧みると、その多くは同じ「国民」の中における差別の是正を求めたものであった。女性や有色人種の参政権を求める運動はその最たるものであろう。近代国民国家の中でも、国民が一枚岩であったとは言い難い。

また著者は、第1次世界大戦後に誕生してきたナンセン・パスポートを取り上げ、超国家的な市民権と同一視しているが、そこにも議論の余地がある。なぜならばナンセン・パスポートは著者も本書中で述べている通り、国民としてのステータスを付与する必要が無く、さらに初期の段階では、その効力も1年に限定されたものであったからである。ナンセン・パスポートが難民に一定のステータスを付与したことは認められるが、単純にそれを市民権に類する資格と同一視して論じることに疑問符がつく。

しかし、現代の地域統合とグローバル化が進む世界状況及び、人々の混交が進みアイデンティティがより流動的になっている状況を鑑みると、移動の自由化が進めば進むほど、身元証明の書類がより一層大きな役割を果たすようになると

いう主張は大いに説得力がある。また、同時多発テロ以降の空港における手荷物検査や査証取得に関する審査が厳格化してきた経緯をみれば、身元を証明できない人々が国境を越えて移動するには大きな困難が伴うことは容易に想像できる。著者は、こういったグローバル化の進展と共に叫ばれるようになった、身元証明書類の重要性やアイデンティティーの問題は、実は近代国家の発展と共に継続的に起こってきたものであるという考えを提起している。自由の進展によって解放された奴隷が新たな基準の差別に直面したり、民主化の進展で国民国家と国民との関係性の緊密化が進んだりしたことが、他の民族の排斥につながったという構図は、従来指摘されてきた通りである。自由化が進めば進むほど、他の側面における規制が進むという著者の視点には、これらの構図との類似性を感じる。その意味では、本書は、グローバル化が進行していく本質を見極めていく上で、新たな論理的な枠組みを提供するものであろう。

(坂井祐太)

パトリック・J・ギアリ著  
鈴木道世・小川知幸・長谷川宜之訳  
『ネイションという神話

ヨーロッパ諸国家の中世的起源』

白水社、2008年6月刊、A5判、245頁、3800円＋税、ISBN978-4-560-02632-8

1983年、2人の学者が「ネイション」と「ナショナリズム」を次のように定義した。「ネイション」に関して、ベネディクト・アンダーソンは、「国民とはイメージとして心に描かれた想像の政治共同体であり、そしてそれは本来的に限定され、かつ主権的なものとして想像される」とし、「ナショナリズム」の定義としてはアーネスト・ゲルナーが、「政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張するひとつの政治的原理である」としている。これらの定義が、おそらく最も有名で広範に受け入れられているものであろう。しかし、やはり「ネイション」とは多義的な

語で、その厳密な定義というのは少なくとも現状でなされているとは言いがたい。これは「ナショナリズム」も然りである。また、「ネイション」の起源についても多くの議論が展開されてきた。先に挙げたアンダーソンやゲルナーなどの多くの近代主義の研究者は、「ネイション」や「ナショナリズム」を近代になって形成されたものとみなしている。一方で我々は、民族や「ネイション」にはそれぞれ固有の祖先と地域があり、「ネイション」が古来から連綿として継続しているという根源主義的な考えを、ナショナリストの幻想だと片付けることは出来ないという主張が広く受け入れられていることも知っている。

このようなナショナリズム論の対立を受けて、本書の著者であるパトリック・ギアリは近代から過去を顧みるという従来の研究手法とは異なり、ヨーロッパにおける「ネイション」の起源と形成とその変化のプロセスを中世を軸に捉えなおそうとしている。古代や中世におけるネイションやエスニシティというものは、現代の我々が認識するものと異質のものであり、現代の意味での民族意識を共有してはいなかった。つまり、古代の諸民族とは極めて多様かつ流動的で、ひとつの歴史のプロセスに過ぎないという主張が本書の軸となっている。また、本書の舞台となるヨーロッパは、古来よりいろいろな民族がやって来ては定住を繰り返して歴史を積み重ねてきた地域であるため、言葉の定義と同じく「多様性」と「多重性」がヨーロッパ史を考える上での重要な基礎視座となってくる。この点に関してギアリは、多様性と多義性を生み出したローマ末期から民族移動期の諸民族がどのように先住のローマ人と融合し、逆にローマ人は消えていったのかを例示している。そこで読者に、事実を断片として捉えるのではなく、歴史の大きな流れの中で位置づけることを可能にしているのである。

著者は序章で、ナショナリズム・自民族中心主義・人種差別主義が、いかに歴史を歪曲するのかを記述している。

ヨーロッパ共同体が誕生したときEUの諸国民は、ナショナリズムや経済競争、社会的緊張関係

などといったこれまでの問題を解決は出来なくとも自らの手で管理は出来るものだと信じ、国境線はいずれ無意味なものになるであろうと考えていた。しかし、現実問題として浮かび上がってきたのは、極度のアイデンティティの危機とヨーロッパ人の自己理解、隣人理解の混沌であった。そこで再び過熱したナショナリズム・自民族中心主義・人種差別主義において、過去、つまり歴史は政治的議論のただ中に引き込まれ、正当化の手段として利用されたのである。そして出来上がったエスニックイデオロギーは、ヨーロッパ諸民族を不変で識別可能なものとみなしてきたのであるが、実際には変化に富み、複雑かつダイナミックなものだと著者は示唆している。したがって、以下の章では、ヨーロッパのアイデンティティの形成期である最初の1000年の諸民族を改めて理解することを目標に論が展開されていく。以下、章ごとに著者の述べるところを要約する。

第1章では、19世紀のドイツ文献学がいかにナショナリズムに利用されたかを説き、中でも13世紀におけるドイツ騎士団の東方拡大や20世紀のナチスによる東部への拡張を、「征服」ではなく単なる「帰還」であると正当化する理論がどのようにして作られたかを述べている。故に、学問が政略によっていかに利用されるようになるのか、という学問のあり方について大きな問題提起がなされているのも本書の特筆すべき点である。

はるか昔の人々が、ネイション意識や集団的アイデンティティを全く持っていなかったというわけではないが、ナショナリストによってイデオロギーの道具として利用された末に誕生したエスニック・ナショナリズムは、近代の発明品だとギアリは述べている。しかし、ナショナリズムが政治的イデオロギーとして現れるようになった経緯は地域によって異なる。ナショナリズムは、ドイツにおいては、国家権力を創出し増大させたが、フランスやイギリスにおいては、少数派を抑圧した。そして、エスニック複合帝国（オスマンやハプスブルク）では、逆に少数派がナショナリズムを利用して独立を要求したのである。つまり、ナショナリズムがネイションそのものを作り出した

のだ。それでは、ナショナリズム以前のネイション意識はというと、「ネイション」は中世後期とルネッサンス初期の間、連帯感の基礎を古代に求める政治的エリートにとって、自己を認識するとともに共同行為を組織する方法の一つであった。

そこで、ネイションの太古の起源を解明する文献学は、ナショナリズムの道具となり、またそうであり続けたのである。言語によってネイションが確定されると、次に考古学者は文化的特徴を示す物的証拠を集めだした。こうして文献学と考古学は、何がネイションであるかという構成要素を明らかにしたのだ。はるか過去にまで遡ることのできる言語と、領土、そして特有の文化である。

しかし実際は、これらの要素によって民族を明確に区切ることが出来るとは限らない。本書で取り上げられているイギリスの歴史家、クリス・ウィッカムの見解はこのことを端的に表現している。「ランゴバルド様式のブローチを身につけた男女が、必ずしもランゴバルド人であるとは限らないし、トヨタ車に乗っていればブラッドフォード在住の一家が日本国籍になるわけでもない。」つまり、言語は文化と対応することも文化を確定することもなければ、民族というものは単に地理的に地図上に描きだされるものでもないのである。故に、これまでの文献学や考古学のエスニシティに対するアプローチは無意味であり、その理由を、エスニシティとは総じて人々の心の中に存在するものだからとしてこの章を締めくくっている。

第2章においては古代に視点を移し、過去の人々が自己を認識して他者と区別し、そのアイデンティティを政治に利用するための現代とは異なる独自の手段を持っていたということが明らかにされている。そこには、2種類の「民族」が存在する。ひとつは、法と忠誠によって規定され、歴史のプロセスの中で作られた「制度的」民族。もうひとつは、血筋と文化的風習、地理学的に確認される「生物学的」民族である。

最初の民族誌家ともいべきヘロドトスは、民族にとって地理的要因と言語は重要であるが、それぞれ固有の王や支配者を頂いていると記している。なかでも著者が関心を示していることは、民

族が時の流れの中で現れ繁栄し、そして消滅するという流動的で変動的なものだとヘロドトスが理解し、他者に対して偏見のない中立的な感覚を持っていたという点である。しかし、その後の歴史家達は様々な民族は本質的に同等だとするヘロドトスの信念から離れ、世界はローマ人と蛮族に明確に分割されると考えるようになった。

このようにして、5世紀はじめまでに、著述家は民族意識における「制度的」「生物学的」2つのモデルを認めていた。いわゆる「制度的」民族としてのローマ人と、「生物学的」民族としての蛮族である。結論として、制度的に規定されるローマ社会の中で、民族の政治的性格は決定的な要素であったが、蛮族にとっては、共通の出自や政治指導者（王族、貴族）といった集団の伝統こそがアイデンティティの基礎となったのである。このような知識人達の意識のもとで、ローマ帝国領域内における諸民族がどのように形成され変化してきたのかという過程が、続く第3章から第5章にかけてより詳しく検討される。

第3章の主たるテーマはローマ人と蛮族の違いである。先にも述べたとおり、ローマ人とは法的体系の下に作られたカテゴリーである。つまり、ローマ人のアイデンティティというのは法的に構築されたものであるということだ。それとは対象的に、蛮族とは数世紀にわたる古典的な民族誌の記述や偏見、思い込みなどが民族に投影されたエスニック・カテゴリーであった。両者の間には相容れない溝があるように思われるが、しかし、これは理論上の差異であって、4・5世紀においてこの差異は大変曖昧なものとなっていたのである。

そこで、まず両者がそれぞれどのようにアイデンティティを保持していたのかということから整理しておく。ローマ人にとってはローマ市民権の有無よりも、自身が所属する階層・職業そして都市の方がはるかに優先されるアイデンティティであったようである。自由人か奴隷か、上層民か下層民か、ローマ市か属州かといったようなことだ。一方、核家族世帯を基礎単位とする蛮族社会では、伝統を主張したり、神話の中の伝説的な家系や英雄に自分を結びつけたりすることで、各々の歴史

を民族の歴史にしようと試みていた。また、言語・武器・戦術・衣服・髪型といった文化的伝統もアイデンティティの形成に役立っていた。つまり、蛮族のアイデンティティの根底にあるものは古からの神の恩寵にあずかる過去や伝統があるという信念だったのである。

多種多様な民族の移動と流入が盛んになると、蛮族の内部に親ローマ派と反ローマ派が現れるようになったことはもちろんのこと、彼らは小グループに属しながら大きな連合体の一部にも属しているという二重のアイデンティティを持つようになった。そして、帝国内部にも変化が及んでくる。その最たる例が皇帝の改宗によるキリスト教の国教化である。3世紀後半には、国内にキリスト教徒の蛮族と異教徒のローマ人がいたために、キリスト教徒であることと、ローマ人であることの間が問題となり、ついにはジレンマに陥った。このような緊張状態の中、新たな蛮族として現れたのがフン族であった。

第4章では、新たな蛮族としてこのフン人を取り上げ、続く第5章では、西方のサクソン人と東方のアヴァール人・スラブ人を最後の蛮族として取り上げることによって、ローマ人と蛮族の民族観の変容が検討されている。

ローマ世界に新たにフン人が入ってきたとき、彼らに征服された民族の全てが完全に自己のアイデンティティを失ってフン人に同化したわけではなかった。かなり複雑かつ複合的なエスニシティを持つようになるのである。また、属州の貴族層は自分達の地域利害を優先し、4・5世紀には地域に根付いた遠い過去とのつながりや創出を重要視するようになった。つまり、古の部族とのつながりの中に自らのアイデンティティを育てていたのである。しかし一方で、奴隷や小作人などの下層民は古い部族的なものに起源を求めるのではなく、山賊や蛮族の中に新たなアイデンティティを築こうとしていた。そして、新たな土地に定住した蛮族のリーダー達は自らを神話的英雄の子孫とみなし、宗教や法の伝統もよりどころとして、新たなアイデンティティを紡ぎだそうとした。このような政治的指導者の下、様々な新参者と先住民

が少しずつ融合して、サクソン人のような新たなエスニック集団が出現してきたのである。

そして、これまでローマ人と蛮族という具合に二分化されてきた世界において、7世紀はじめのローマ市民権の価値の喪失により、こうした区分は意味を失っていった。ユダヤ人を例外として、社会全体がひとつの信仰に結び合わされたのである。その結果、蛮族はこれまでの意味を失い、外国人、とくに異教徒の外国人を指す言葉となった。したがって、帝国から蛮族がいなくなると同時に、ローマ人という区分も消滅したということになる。9世紀半ばには、ローマ人は、都市ローマから来た者を指す言葉となった。民族を指し示す名称は、時代の流れと共にその内容を大きく変化させていったのである。

結論となる第6章で著者は論旨をもう一度要約すると共に、次の点を強調する。共通の家系についての神話・歴史・伝説などが、断絶や多様性というものを覆い隠してきたということである。実際には、絶え間ない変化や断絶、そして政治的・文化的な紆余曲折が歴史にはある。つまり、古代末期から中世初期にかけてのヨーロッパ諸集団の歴史は、継続的な一過程に過ぎない。だから、歴史家は民族について長く語られてきた神話を事実とみなすことや、民族集団の連続性と一体性を前提として論ずることをしてはならないのである。しかし、このような事実に対して静態的な歴史観はヨーロッパの民族アイデンティティの議論において未だ主流であり、そこでこの連続性と一体性に関する誤解や思い込みを払拭するために、著者はヨーロッパから離れて、南アフリカのズールー人の誕生を引き合いに出している。

民族やネーションの本質といったものを変わることなく維持することは出来ないのだから、今も昔も未来も、ヨーロッパにおける民族の歴史が完結することはないであろう。だからこそ、「未来を築こうとするならば、ヨーロッパ人は過去と現在との違いを認識しなければならないのである」という注意をのこし、著者は筆を置いている。

以上、ギアリの行論に従ってその論旨を紹介してきた。本書評の導入部において「ネーション」

「ナショナリズム」という語の定義について触れたが、アイデンティティも民族も変化し続けるというギアリの考えに則すれば、「ネーション」や「ナショナリズム」に確固たる定義を求めることは無意味、いや、不可能なように思う。故に本書は、しかしながらそこに何か固定的な定義を求めようとする近現代史化の歴史解釈、研究プロセスに批判と疑問を投げかける作品だといっても良い。つまりギアリは、諸民族の形成は歴史の中の変化の一過程に過ぎないということを明らかにすることで、諸民族の起源を「近代主義」や「根源主義」などという近代視点の生態的な認識の中に見出すことや、「神話」を事実として受け入れることの危険性を巧みに示唆している。

また本書の一貫した主張として、現代において政治とナショナリズムが混同されることを大いに批判しているが、それは現代に限ったことではない。著者自身も古代ヨーロッパの事例を挙げる際に、政治的介入を受ける過程で新たなエスニシティやナショナルアイデンティティが構築されていくのではないかと考えている。例えば、本書でも取り上げられている「ユダヤ民族の誕生と存続理由」についてであるが、評者は、国を持たないユダヤ人が今世紀まで民族として存続してきたことに長年疑問を抱いていた。この問題に関してギアリは、キリスト教徒の共同体の成立がユダヤ民族を誕生させた」と記述している。古代からローマ人に属していたユダヤ人は、6世紀にキリスト教徒とローマ人であるということが強く結びついたことによって、ローマ人アイデンティティを喪失したのである。この喪失が自らのエスニックを形成したユダヤ民族の誕生であり、彼らがキリスト教社会で区別され差別され続けてきたことが、ユダヤ人が民族として確かなアイデンティティを保持しながら存続できた原因だとギアリは述べている。

民族の神話を捏造されたものとみなす著者は、生物学的な民族の起源が制度的献身や文化的アイデンティティを形成しないと主張した。しかしその神話が人々の行動や思考に影響を及ぼし、それによってまた新たなエスニシティやアイデンティティが創られたともいえるのではないだろうか。

著者は、古代から中世初期にかけて諸民族がどのように自らのエスニック・アイデンティティを築いたのかを明らかにしたがるが、その創られたアイデンティティや神話が社会や個人に与えた影響まで言及していないように思われる。したがって、この点に関してある意味では理論的な考察を放棄しているようにも感じられるが、もとよりそれは本書の意図するところの外にあるのかもしれない。

加えて、著者の考えに則すると4世紀のフランク人と6世紀のフランク人は異なる性格を有する集団だということになるが、その違いに関して細かな言及はされていない。本書において、長期にわたる歴史的展開を俯瞰する視点は、フン人の襲撃やキリスト教社会の成立といった民族の歴史に大きな影響を及ぼす外的要因を壮大なスケールで描くことを可能にし、さらに、数多くの諸集団を個別に分類して描写するのではなく「ローマ人」と「蛮族」に大別することによって論をより鮮明なものとしている。しかしながら他方では、その壮大さや明快さと引きかえに、個々の民族の具体的分析及び、集団内部の変化やつながりを見落としているように思われるのである。とはいえそのような粗探しは本書の価値を決して減ずるものではない。

最後に、これまで本書の概要及び、特徴と問題点、評者が感じる点を率直に述べた。評者の不勉強ゆえの理解不足や見当違いもあるかもしれない。いずれにせよ、ネーションとは人々の心の中にある想像の産物＝神話であり、それによって人々は個々の集団のアイデンティティを創り上げてきた。そしてギアリは、今まで事実の断片としてしか捉えられなかった事柄を歴史のプロセス・変化のプロセスの中に位置づけることにより「歴史的にもものを見る眼」を持つことを読者に促している。その意味で本書は、「ヨーロッパの骨格がいかにして作られたか」や「諸民族の歴史的構造」を考える者にとっての必読書になるだけでなく、民族の物語とも深い関わりを持つ今日の世界の問題をより適切に理解するためのひとつの指標ともなるであろう。

(石川華子)

木村雅昭

## 『帝国・国家・ナショナリズム』

世界史を衝き動かすもの』

ミネルヴァ書房、2009年3月刊、B6判、281頁、3500円＋税、ISBN978-4-623-05243-1

本書のスタンスとして貫かれているのは、私たちが直面している現状を、帝国、国家、ナショナリズムの観点から、歴史的かつ原理的に理解しようとする姿勢である。ヨーロッパ統合や、世界各地に起こる民族紛争、そしてアメリカがアフガニスタンやイラクに対してとった軍事攻撃が起こった背景には、どのような要因があるのだろうか。本書では、可能な限り具体例に即して以上の問題を検討し、何が社会を動かしてきたのかを再考しようとしている。以下、各章に沿って内容を概観する。

第一章「帝国と国民国家」においては、ローマ帝国から神聖ローマ帝国、主権国家、そして国民国家にいたるヨーロッパの国制史を踏まえたうえで、ヨーロッパ統合をめぐる問題について論じている。ヨーロッパ統合は、1951年の欧州石炭鉄鋼共同体の設立によって具体化が始まった。そこにはドイツとフランスの政治的思惑が背景として存在したが、何より世界のヘゲモニー国家として登場したアメリカに対抗し、ヨーロッパの政治的、経済的プレゼンスを復活させる狙いがあった。ストラスブールやブリュッセルに枢要な機関が置かれたが、これらの地域は、主権国家に分裂する前の中世にあっては、商業ベルト地帯の一角に位置していた。ここに、ヨーロッパ国制史の基本的構造が浮かんでくる。神聖ローマ帝国の中枢部を構成していたのがこの商業ベルト地帯であるのに対し、近代国民国家はこの地帯の外延部に生じてきたものである。ヨーロッパ統合は、近代国家や近代の国際システムを乗り越えて、主権国家に分裂する以前のヨーロッパを再興しようとする試みが象徴的に表現されていたという。

しかし、ヨーロッパ連合が成長し、汎ヨーロッ

パ的組織へと成長するにつれて、そのベクトルは内向きになる矛盾が生じていた。というのも、ヨーロッパ連合を拡大すればするほど、新たな加盟国の連合への統合に力を注がなければならないからである。他方で、連合内で加速された人の動き、とりわけ労働移民が民族的な対立を引き起こし、外国人排斥運動へと発展するケースがある。また、統合の動きに伴って、国家の枠組みが弛緩してきたため、分離主義的な運動も活発になりつつある。いずれにせよ、ヨーロッパ連合という新たな共同体の行く末は、世界の帰趨を決する上で無視しえない。

第二章「ナショナリズムの現在」では、ナショナリズムとエスノ・ナショナリズムの問題が論じられている。ナショナリズムをはぐくむ契機は、19世紀以降の産業化の波によって、伝統的な農業社会が動揺するときにあった。加えて、産業化そのものにも、ナショナリズムをはぐくむ構造的な契機は内包されていた。アーネスト・ゲルナーの言葉を借りれば、近代の産業社会とは、流動的な分業社会である。分業の動きをスムーズにするためには、人々の間に共通の文化が共有されていることが条件である。近代国民教育を開始するための前提として、標準語が確かな文法を備えた書き言葉へと整えられたことは、人々が様々な職種・役割を渡り歩く際に、不特定多数の人々とのコミュニケーションをなすうえで不可欠な媒体の形成を意味していた。したがって、言語や文化の同質性が重要性を帯びてくる。この点で、義務教育を介して培われる共通の国民文化は、流動的な近代産業社会を効率よく運営するために欠かせない文化基盤を意味した。この点で、ナショナリズムは、近代産業社会の要請に適応しようとしたものである。同時に、そこには農村社会とその価値感情が強く反映されることになる。産業化が緒に就いたばかりの第三世界において、ナショナリズム、エスノ・ナショナリズムが戦闘的な様相を帯びるのも、そこに地域特有の農村社会の構造が存在していたからである。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナで起こった民族紛争が凄惨であるといういわれは、両者が似たもの

同士で戦わされた点にある。そこでは、集団を構成する個人から、具体的なパーソナリティを消去し、個人を集団に還元するという意識の画一化が作用していた。同時に、距離が近ければ近いほど、境界を保つために著しい差異化が行われた。他からの脅威に対して自分たちの共同体を防衛することが先決とされ、犯罪分子や軍司令官といった存在に煽られた結果、暴力が人間的な倫理性を欠くむき出しの暴力として現れた。

以上のようなエスノ・ナショナリズムが引き起こす惨劇を食い止めるために、自らの文化的価値をいたずらに強調せず、多民族的な状況を踏まえて国家を構成することが、重要になってくるだろう。ほぼ単一民族で構成される同質的な国民国家、あるいはそのような国民を形成することに概ね成功した国家は、ごく少数に限られているからだ。加えて、昨今の新古典派経済政策を再考する必要がある。このような政策は、経済的な効率・利益を追求するあまり、それがもたらす政治社会的な影響を等閑視する危険があるためである。さらに、民族紛争が凄惨を極める前に、あるいは紛争が生じる前に、宗派と民族を横断する政治・社会的な絆を構築することが必要である。

第三章「植民地から近代国家へ——インドの場合」では、植民地支配を受けていた第三世界の主権国家形成の問題へと焦点があてられる。第三世界の多くの国々では、植民地としての従属的な地位から主権国家へ移行する過程において、以下の三つの点で変化が見られるようになった。すなわち、第一に、支配者と被支配者との関係という点、第二に、被支配者の文化に対する態度という点、そして第三に、緊密に組織された国民社会の登場という点である。以下では、インドを例にあげ、国民国家として統合されてゆく際に直面していくつかの困難に言及する。

独立後のインドでは、植民地時代に厳密に設定されなかった国境を明確にする動きが出てきた。それは植民地時代に宗主国であったイギリスが、対ロシア戦に備えて前進政策をとり、緩衝国家として部族勢力をインドの勢力圏の周辺に配置していたため、実効的なイギリスの支配がインドの周辺部へ行き届

いていないことに起因した。国民国家として生まれ変わったインドは、国境の隅々まで巡察隊を派遣する一方で、未帰順地域同然の部族地帯に対しても軍隊や行政官を派遣した。中印国境紛争は、帝国主義から国民国家の時代へとインドが変貌するプロセスのうえに生じたものだった。

他方で、国内においては、国家と社会の壁が取り払われつつあったが、その過程で、自己固有の国民文化にふさわしい政治体制を模索する動きが出てきた。その反面、多民族国家であるインドを分裂させる危険が言語と宗教の分野で生じていた。

インドが抱える多様な言語は、独立後の50年代、全インドにおける言語問題を引き起こした。それは、言語別に州を再編し、地域の支配的な言語を州の公用語として認めるよう要求する運動であった。これに対し、中央政府は可能な限りこの要求を満たす柔軟な対応がとられてきた。同時に、地方の主要言語を当該州の公用語として認める一方で、中央では、ヒンディー語の公用語化政策を棚上げにし、ヒンディー語と英語の併用を認める対応に切り替えた。このような中央政府の柔軟な対応により、一部の地域を除いて言語問題は沈静化する。他方で、言語的分化も政治・宗教的な対立のなかで生じてくる。たとえある集団が同じ言語を話していても、そこに宗教の相違が存在する場合、そしてその相違が政治的対立へと発展したとき、そこには言語の分化への契機が秘められているといえる。

独立後インドの歩みは、多様な言語と宗教を抱え、幾多の紛争を経験してきたにもかかわらず、国家としての一体性とデモクラシーを維持していることは、第三世界のなかでも特徴的である。しかし、90年代以降、経済の自由化が進んだ結果、中央の経済的な規制や地方への富の再分配機能が弱体化し、州や地域の自律性が強まってきている。加えて、80年代後半から、ヒンドゥー的な原理に依拠したインド人民党が勢力を強めてきている。彼らの攻撃の矛先はもっぱらムスリムであり、近年の中央アジアにおけるイスラーム原理主義運動の展開は、格好の勢力拡大の梃となる恐れがある。目覚ましい経済発展に楽観的な予測が横行してい

るものの、経済のグローバル化に伴うナショナリズム、あるいはエスノ・ナショナリズムが、インドで再び噴出する可能性は十分にあるといえる。

第四章「帝国支配のかたち——現代アメリカと大英帝国」では、冷戦体制の崩壊後、世界の覇権国となったアメリカ「帝国」と、大英帝国の比較がなされている。

アメリカの統治理念は、法の支配、市場経済、そしてデモクラシーである。アメリカは、これらの諸価値に絶対的な信頼を寄せ、この諸価値を他国においても実現することが、その国の貧困と悲惨を解決する普遍的概念であると考えている。また、自らの道徳的正当性に反する国を絶対「悪」と見なす反面、自身は民主主義を体現し、それを死守するいわば「十字軍」としての使命を帯びているのだ、と自負している。

アメリカは、冷戦の時代から、自由主義陣営を防衛するために、民主主義と法の支配に基づく西欧的システムを世界の至るところで構築しようと試みたが、この企てはことごとく挫折している。なぜなら、西欧的な統治システムは、それに見合った政治文化が存在して初めて根付くものであり、かつこうした政治文化の育成には、長期的な見通しが必要になるからである。アメリカの強硬な武力行使の果てに実施される選挙は、住民相互の憎悪や不信感がある程度沈静化してからでないと、逆に政治的不安定がもたらされるだろう。にもかかわらず、アメリカは性急に民主主義の前提としての選挙を実施してしまったことが、現在のアフガニスタンやイラクにおける混乱した現状の原因として指摘できるだろう。

そもそも中東の政治文化自体が、法の支配や民主主義という西欧的政治文化に適合的であるか、という問題にも留意すべきである。というのも、中東イスラーム諸国の各地では、未だに部族的伝統に基づく農村世界が残っているからである。部族社会においては、近代民主主義が前提とする政治的正当性の原理や価値観は通用しない。男系社会である部族社会においては、戦闘的能力の高さが重視され、この能力に優れたものが首長、すなわち支配者として人々からの承認を得る。した

がって、アメリカの民主主義の政治理念によって選出された人物が、民衆の支持を得ていることに直結するとは限らない。

冷戦期のアメリカは同盟諸国の自由を可能な限り容認し、このことがソ連に対する決定的な勝利の役割を果たしていた。しかし、その同盟諸国の大半は、そもそも民主主義的な政治体制に適合的な政治文化を兼ね備えた国々であった。それに対して、今日アメリカがテロとの戦いという名目の下で干渉を行う国々の政治文化は、極めて多様であり、民主主義に適合的な政治文化を持つ国は多くない。これらの国々に、アメリカが性急に自国の価値や原則を押し付けようとしたとき、その先に待ち受けるのは更なる混乱であるといえよう。

著者は、今日の世界情勢のなかでアメリカが果たすべき役割を理性的に再検討することを強調している。それは、自国の例外性と優越性、アメリカ的価値観の普遍的妥当性に対する確信を、他国だけではなく、アメリカ自身も再考することだと述べている。

第五章「グレート・ゲーム考——帝国主義の一断面」では、グレート・ゲームをめぐるイギリスとロシアの覇権闘争を検討することによって、イギリス帝国、さらには帝国主義外交の特質を明らかにしようとしている。グレート・ゲームとは、中東や中央アジアが保有する天然資源をめぐる大国間の戦略的抗争を意味し、ロシアがユーラシア大陸に実効支配を及ぼしていくに伴い浮上してきたものである。

ロシアの南下政策が西欧、とりわけイギリスにとって看過できない事態が生じたのは18世紀後半である。このころ、ロシアはクリミア半島、カスピ海、コーカサス地方、バルカン半島の一部に勢力を拡大すると同時に、オスマン・トルコの保護国になろうとする勢いを見せていた。ロシアが東地中海へ進出すれば、ヨーロッパの勢力バランスに地滑り的な変化を引き起こす危険が生じる。また、小アジアから中東へと拡大すれば、イギリス帝国の要であるインドが危険にさらされる。双方の対抗は、直接の軍事衝突にはならなかったものの、二度にわたるアフガン戦争を引き起こした。

その後ロシアがシベリア鉄道を完成させ、極東への進出に拍車をかけるに至ったとき、グレート・ゲームは新たな様相を呈した。両者の対立の場は東へ移動し、極東が主戦場になりつつあったからである。イギリスはそれまで保ってきた「光榮ある孤立」を破り、日英同盟の締結に踏み切った。なぜなら、ロシアは清帝国が衰退するに乘じてモンゴルから満州へと勢力を拡大する一方で、長城を越えてさらに南下の兆しを見せていたからである。イギリスは揚子江流域に経済的権益を有し、しかもロシアは強力な陸軍を要していたことも背景にあった。

日露戦争は極東とアジアのみならず、イギリスとロシアの勢力バランスにも変化を及ぼし、ひいては世界の勢力地図を塗り替える契機であった。ロシアは日露戦争での敗北とそれに起因する国内の騒擾によって弱体化し、イギリスとの協商へと態度を変えた。英露協商の締結である。両者の和解には、当時バグダード鉄道建設を進めていたドイツが背景にあった。イギリスとロシアがアフガニスタン、ペルシアの勢力圏を分割したのは、ドイツが鉄道の支線拡大に乗じてその地を支配するのを阻止しようとしたためである。

第一次世界大戦へとなだれ込むまでの国際情勢の変化は、ヨーロッパでの動向に左右されたものでもあるが、それ以上に、中東や中央アジアの利権をめぐる利害対立と、そこで行われた外交上の駆け引きによって左右されていた。グレート・ゲームは近代において国際政治を規定する基本的な要因であるといえる。

以上、本書の内容を概観してきた。内容として書かれていることは、主要研究者、あるいは同時代人の提言や証言を単に紹介し、それを具体的事象に当てはめるだけにとどまる。加えて、国家や帝国、ナショナリズムの原理を具体的事例に当てはめて説明する手法には、実態との乖離があるように感じられる。実証的な手続きが欠けている点で疑問が残る。

例えば、著者の大きな関心とも言える民族紛争が、経済のグローバル化が引き起こすナショナリズムおよびエスノ・ナショナリズムと関連付け

て考察されている。民族紛争が起こるのは、経済グローバリズムの流入に伴って生じたエスノ・ナショナリズムが原因であるという。しかし、民族紛争が起こる原因は、それだけだろうか。確かに、ボスニア内戦は、戦後ソ連とは一線を画し、独自の経済政策路線をとり、経済を活性化させていた旧ユーゴスラヴィアが、1980年代に波及したグローバル化にうまく対応できず地域の不満を生じさせ、ひいては民族主義者の台頭を許してしまったことに端を発する。この点については佐原徹哉氏の著書が詳しい(『ボスニア内戦——グローバル化とカオスの民族化』有志舎、2008年)。著者の指摘は確かに有効性を持っているが、グローバル化が進んだ昨今であるからこそ言える現代的な視点である。しかし、民族紛争は、旧共産主義圏においてのみ起こっているのではない。冷戦終結以前にも、共産主義圏以外の場所で、民族紛争は存在している。それはスリランカにおけるシンハラ人とタミル人の民族対立や、ルワンダにおけるツチ族とフツ族の内戦が最たる例であろう。この点に関して、筆者はその要因に言及していない。

これらの民族紛争は、近代帝国主義の残滓が問題として顕在化したことを意味していないだろうか。経済のグローバル化によるナショナリズムの高揚が、とりわけ資本主義社会の要請に応えきれず、競争から脱落した者のなかに見られるとするならば、民族紛争の問題が深刻となるのは、それが過去の植民地政策によって規定された従属的経済地位が今も続いていることに起因していると言えるのではないだろうか。

例えば、スリランカにおけるシンハラ人とタミル人の対立は、イギリスの植民地支配にその要因を探ることができる。1815年に、スリランカはイギリスの植民地になったが、それに伴い、民族の慣習的な居住区域は廃止され、統一的に支配されることになった。イギリスは少数派であるタミル人を行政府官吏に重用した結果、タミル人は高い教育を受け、官吏以外にも資本家や商人など、社会的に高い地位に就くことができた。反対に、多数派であるシンハラ人は、官吏となったタミル人

に「分割統治」され、一次製品の生産に従事した。これがのちの民族対立の原因になるのである。しかし1948年にセイロンとして独立すると、社会的に虐げられてきたシンハラ人の利益を尊重する政策が展開され、公用語もシンハラ語に定められ、シンハラ人の信仰する仏教に特別な地位を与えることが憲法に明記された。決定的なことに、イギリス統治下で明文化されていた少数派保護の条項が削除された。これら一連のシンハラ人の政策に、タミル人の多くの青年が反発し、反政府武装組織が結成されるのである。

もう一つの例として、ルワンダのツチ族とフツ族の紛争が挙げられる。ツチ族とフツ族は、そもそも言語は同じで、遊牧民であるか農耕民であるかという違いに過ぎなかった。農耕民であるフツ族が裕福になり、遊牧の象徴である牛を持てば、ツチ族になれるという、極めて流動的な民族概念にすぎなかった。しかし、最初にドイツ、次いでベルギーによる植民地支配によって、優生学的人種概念が持ち込まれると、ツチ族がよりヨーロッパに近い高貴な民族として扱われた。反対に、フツ族は下等な野蛮民族として見なされた。植民地支配の間に、民族を証明するカードの所持が義務付けられ、外部から持ち込まれた民族概念が神話化されてゆくのである。1962年の独立後、ベルギーはフツ族の支援に回り、フツ族による共和制が敷かれたことで、ツチ族とフツ族の対立は激化し、1990年から94年のジェノサイドにいたるのである。

以上の二つの民族紛争には、近代ヨーロッパ帝国主義の創り出した民族概念や支配形態が根底にあることを指摘できる。加えて、旧植民地の多く(とくに比較的遅く独立した第三世界)は、帝国経済の構造、つまり世界の分業体制に組み込まれているため、経済的に従属的な地位から脱却することが極めて難しい。このことが、80年代以降のグローバル化の結果、エスノ・ナショナリズムをより先鋭化させ、双方のケースにおいて、1980年代以降に対立が悪化し、最悪の状態に至らしめた根本的な原因であることに注意を払いたい。

最後に。本書における著者の狙いは、現代の世界の現状を歴史的に鑑みることにある。冷戦終結

以降から現在に至るまで、世界が直面してきた問題の原因を、過去に求め、ひいては解決の糸口を見つけ出そうとする著者の姿勢は、評者も肯定的に評価したい。

(吉田雪恵)

Gerold Krozewski

*Money and the End of Empire:  
British International Economic Policy and the  
Colonies, 1947-58*

Palgrave Macmillan, 2001, 327pp,  
ISBN978-0333919835

著者は、現在、イギリスのシェフィールド大学で帝国史の授業を担当する研究者である。著者の研究領域は、世界史、グローバル支配、ヨーロッパの帝国と植民地主義、イギリスの政治と国際経済関係、東アフリカ、西インド諸島関係、移民など多岐にわたっている。著者は、本書以外に、秋田茂が編集した *Gentlemanly Capitalism, Imperialism and Global History* (Palgrave-Macmillan, 2002) に論文を寄稿している。また、近日中に *Contextualizing Violence in Colonial Africa: European National Development, Empire, and Lineages of Conflict* が出版される予定である。

本書では、1940年代から1960年代に起こったイギリスとその帝国の対外・国際関係の変化をたどり、イギリスの脱植民地化 (decolonization) の原因を再考する。

本書の構成は、以下のとおりである。

第I部 イギリス、金融と帝国

第II部 収斂：イギリス、帝国とスターリング危機、1947、1949、1951年

第III部 分岐：イギリス、帝国と計画的自由化、1953-56年

第IV部 分離：イギリス、帝国と多角間主義への復帰、1958年およびそれ以降

序と結論を除いて、各部は2つの章で構成されている。

序は、問題提起を行い、第I部は、本書が対象

とする期間のイギリス帝国の遺産と帝国経済関係の本質的問題を論じる。第2章では、イギリス国家の特別な遺産が、スターリング圏で重要な役割を果たしたことが指摘される。著者によれば、イギリス帝国における植民地の制度、植民地支配、そして社会経済、政治的状況の遺産がイギリスの対外政策に影響を与えたのである。第3章では、イギリスの対外経済関係において重要な帝国金融関係の分析を行っている。スターリング圏は、1947-58年のスターリング危機の間に、イギリス通貨勘定の不均衡と「ドル不足」を緩和する主要な役割を果たした。同時に、スターリング残高[植民地のドル地域への輸出入の差額を、帳簿上イギリス本国とその植民地との間で記載したもので、輸出超過は植民地にプラスの表示]は著しく増大した。

第II部では、帝国との結合が一体となっていた時期、すなわち1947年、1949年および1951年の構造的スターリング危機の期間に差別的優遇政策 (discrimination) が適用されたスターリング地域を扱っている。第4章では、イギリス帝国の政策が、新しい福祉国家政策の目的と密接に関係していることと同様に、イギリス国家の伝統的金融優先政策と密接に関係していたことを論じている。差別的優遇政策は、戦後再建の間、イギリスのドル圏との貿易均衡を実現し、スターリングの交換性を回復させ、最終的に多国間世界でのスターリングの優先的役割を保証することができるはずであった。第5章では、植民地側から1947-53年の期間を論じている。この期間、スターリング圏の帝国部分では差別的優遇政策が可能であり、マラヤ、西アフリカからの第一次産品 (天然ゴム・パームオイル等) 輸出は重要であり、植民地の第一次産品価格の上昇がイギリス本国のスターリング残高の蓄積を助けた。このことに関して、該当植民地からスターリング残高の取り崩し請求がなかったのは、イングランド銀行や大蔵省の指示や言動が一定の効力を有していたからであった。

第III部は、イギリスと帝国との関係が「分岐」した1953-56年の時期において、自由主義経済世界への復帰に向けたイギリスの計画的な政策を取

り扱っている。第6章では、イギリス本国の対外経済政策の自由化が、帝国関係に及ぼし始めた影響と政策転換を議論している。この政策の推進者は、大蔵省やイングランド銀行であり、植民地省や商務省の影響力は前者より劣っていたと主張される。第7章は、1953-56年の間のイギリスの対外経済関係の一部としての植民地政策を扱う。特に、植民地の通貨調整、借款金融やマーケティング・ボード〔マーケティング・ボードには、二つの範疇がある。一つは、支配下の生産物販売の独占を政府が支援するものであり、もう一つは、支配下の生産物を購入する需要独占である。植民地においては、もっぱら需要独占であって、商品ごとに設定されていた。例えば西アフリカではパームオイル、パームカーネル、落花生などである〕の役割が論じられる。保守党政府は、差別的優遇政策とスターリングの交換性未回復が長期的にはスターリングの国際的役割とイギリス経済に悪影響を与えると主張し、自由貿易とスターリングの交換性回復を重視し、またヨーロッパ大陸の発展によって、イギリスの対ヨーロッパ政策を見直すことを示唆していた。

第IV部では、1958年のスターリングの対米ドル交換性回復とそれ以降に注目する。第8章では、1958年のスターリングの交換性回復が、世界全体におけるスターリングの地位やイギリス帝国関係の変容と結びついていたことを論じている。スエズ危機の余波で、イギリスの世界主義という冒険は、国際収支危機と準備金の問題で妨げられた。また、植民地や新興独立国で金融の需要が高まっていたにも関わらず、イギリスの投資は工業世界やヨーロッパ大陸の市場に集中する傾向があった。第9章では、1957年以降、イギリスと帝国スターリング圏との継続する経済関係を植民地の側から議論している。ガーナ(ゴールドコースト)やマレーシアの政治的独立は、スターリング地域の経済関係を複雑にした。しかし、それら諸国の独立は、旧宗主国イギリスとの関係放棄には結びつかなかった。最後の結論では、本書が扱う期間のイギリスと帝国との関係を再度要約し、イギリス帝国の終焉についての新たな解釈を提示してい

る。序と結論以外の各部では、イギリス本国の政策と帝国、特に西アフリカ(ゴールドコーストは詳細)、マラヤ等に対する植民地経済政策が分析されている。

本書全体を通じて、著者は、戦後のイギリスの対外・国際政策が、大蔵省やイングランド銀行の主導により、スターリングの戦前の機能(国際貿易の基軸通貨)の復活を図るために、スターリングの対米ドル交換性の回復を求めて、当初帝国との結合を強め、後に帝国を見限ったと主張している。この背景には、第二次世界大戦後のイギリス経済の復興と福祉国家形成が大きくかかわっていた。これは、脱植民地化の原因が金融関係にあるという主張である。著者は、これらの主張を立証するために、大蔵省、イングランド銀行、植民地省等の一次史料を駆使して論旨を組み立てている。現代史研究において、多くの一次史料の活用が不可欠であることを痛感させられた。前述した本書の構成とあいまって、各章ごとにその結論(小結)を述べているので、各章の結論部分だけを読み直すことによって、著者の主張を明確に再現できるメリットがある。

次に、本書に対する疑問点について言及する。第1の疑問は、帝国に関するものである。戦後のイギリスの「ドル不足」を補うために、アメリカ合衆国に輸出できる第一次産品をもっていた西アフリカのゴールドコースト、ナイジェリア、東南アジアの英領マラヤを例として取り上げることは妥当であろう。しかし、その事例の中にケニアが入っているのはなぜであろうか。ケニアが帝国の事例として重要なのは、イギリスの資本輸出が巨額のスターリング残高保有国(ゴールドコーストやナイジェリア)に向かわず、東アフリカや中央アフリカ、特にケニアに向かったこと、また、脱植民地化の従来の原因説の一つである「周辺の危機」説の典型であるケニアの「マウマウ」の反植民地運動と非常事態に関すること、さらに、1960年代に、ケニアの白人植民居住者が急激に減少したことなどである。つまり、ケニアはドル獲得に大きな役割を果たさなかった。ゴールドコースト、ナイジェリア、マラヤは、スターリング残高によ

てイギリスの戦後の一時期を支えたことに大きな意義が見受けられるが、東アフリカや中央アフリカの中からなぜあえてケニヤを事例として取り上げるのか明確な理由付けがないように思われる。しかし、著者の専門分野の一つとして、東アフリカが含まれることや、近日中に出版されるアフリカ植民地の暴動にかんする論文を考えれば、ケニヤを本書のテーマの事例として取り上げることもやむを得ないのかもしれない。

第2の疑問点は、大蔵省やイングランド銀行の指導により、この期間のイギリス対外・国際政策がリードされ、植民地省や商務省は大局的・長期的視野を持っていなかったという主張である。だが、大蔵省やイングランド銀行の任務と植民地省や商務省の任務は異なっていた。特に、大蔵省と植民地省の省内官吏の考え方は異なるものであった。大蔵省は、イギリス本国やイギリス帝国に関する財政・金融に関して重責を担っていた。他方、植民地省は、植民地の維持・運営について重責を担っていた。戦後イギリス政府の政策基軸が、実際にスターリングの交換性回復とスターリングの国際貿易上の地位の回復にあったとするならば、それは大蔵省の所管事項にかかわるものである。その一方、植民地省が関わったのは、スターリング残高[マーケティング・ボードやカレンシー・ボード——ボードは、準備金を金かスターリング証券で持つことによって、ボードの対象になっている植民地の国際収支の債務弁済を保証する——の基金部分]であった。当然、植民地省は、植民地の経済開発を優先する政策をとることになった。これが、イギリス本国の対外政策と相容れない場合には、大蔵省が説明し、内閣の閣議で調整を図るべきものである。その点を差し置いて、植民地省は大局的・長期的視野を持っていなかったとするのは早計にすぎないのではないか。たとえば、植民地省の代理機関であるクラウン・エイジェンツ[植民地省の指示により、植民地に商品・物資を配送する組織である。特に、直轄植民地に対しての金融的役割は重要であった]に対して、大蔵省やイングランド銀行がスターリング残高を減少させるために、新しい借款供与の制限を指示したこと

を、サンダーランド(D. Sunderland)の研究は明らかにしているが、その原因がスターリングの交換性の回復や国際貿易上のスターリングの地位の回復であったとは記述されていない。もちろん、サンダーランドの著作は、クラウン・エイジェンツに関するものでイギリス本国の財政・金融政策全般に関するものではない<sup>(1)</sup>。しかし、共に一次史料を使って考察されているのであるから、なんらかの関連性への言及があってもよさそうなものである。この点、再度一次史料を検証する必要がある。

第3の疑問は、福祉国家政策との関連である。著者は、序において、イギリスのこの期間の政策の背景には、本国経済の回復と福祉国家政策の推進があったと述べている。しかし、福祉国家政策が具体的にどのように行われ、それが植民地行政・帝国経済政策といかに結びついていたのか、ほとんど言及がない。スターリングの交換性回復や植民地のスターリング残高の解消の手段として福祉国家政策に言及しているのみである。この点、読者にとって消化不良の感は否めない。

最後に、脱植民地化の原因についてである。著者は、第10章で、従来の脱植民地化の諸原因を取り上げて、それほどの影響力はなかったとしている。特に、植民地ナショナリズム、周辺の危機は、イギリスの対外政策に影響を与えなかったと述べている。さらに、植民地ナショナリズムへの譲歩はスターリング圏への帝国経済政策の適用を助けたこと、周辺の危機は帝国の危機の原因でなく、ガーナ(ゴールドコースト)のンクルマのナショナリズムでさえ、一時的に帝国に順応したと述べている。著者は1956年のスエズ危機についても、スターリングの国際的評価を傷つけ、イギリスのスターリング圏に対する自信をも喪失させたとし、イギリスの帝国の放棄(脱植民地化)は、スターリングを基盤とする金融関係に左右されたと結論づけている。すなわちスエズ危機がスターリングの弱体化に繋がっていたと主張しているのである。

しかし、従来からの脱植民地化の原因論として、植民地のナショナリズムは軽視できないのではないか。たとえ、一時的に帝国政策に賛意を示し、

スターリング圏の帝国経済政策の運営を助けたとしても、最終目的である植民地の政治的独立を勝ち取るために現地人ナショナリストたちが最も効率的な手段を選ぶことは当然のことである。一時的に、帝国政策に順応したとしても、それが、脱植民地化の原因としてあまり影響力がなかったと解釈することが妥当なのか、疑問が残る。<sup>(2)</sup>

以上、本書について、疑問点とその論拠を簡潔に述べてきた。しかし、本書の優れた点は、前述したように、著作の論理構成の明確さとそれを裏付けるための徹底した一次史料の活用、さらに、従来の脱植民地化の原因でなく、金融関係という経済史的視点から脱植民地化の解釈を試みているところである。自らのオリジナリティを大切に、それを立証する姿勢には強烈な刺激を感じる。

注

(1) David Sunderland, *Managing British Colonial and Post-Colonial Development: The Crown Agents, 1914-74*, Suffolk, 2007, pp. 85-89.

(2) D. A. Low, *Eclipse of Empire*, Cambridge, 1991, pp. 226-264.

(伊永雅昭)

---

## 新刊紹介

---

松田祐子

『主婦になったパリのブルジョワ女性たち』

100年前の新聞・雑誌から読み解く』

大阪大学出版会、2009年7月刊、B6判、292頁、2100円＋税、ISBN978-4-87259-300-6

本書は、副題にもあるように、膨大な新聞や雑誌記事を読み解きながら、19世紀末から第一次世界大戦前後までの、いわゆるベル・エポックの時代におけるフランス女性たちのライフスタイルを、とくに首都パリの富裕層に焦点をあてて生き生きと描いた作品である。第一章——新聞・雑誌が描くブルジョワ女性たち、第二章——ブルジョワジーにおける結婚、第三章——パリにおける「住み込み乳母」、第四章——社交生活から生まれた「主婦」、第五章——ブルジョワ世帯の家計、とい

う五つの章から構成されている。

第一章で、著者は、本書の資料として取り上げるブルジョワ層の女性向け新聞や雑誌の成立過程とその特徴などを、いくつかの出版物を例にあげ詳しく解説している。それらの出版物が、「ジャーナリスト」という19世紀後半に新しく誕生した職業を担う人々によって書かれたということ、また、その仕事に少なからず女性たちも就いていたということを読者は知る。

しかし女性ジャーナリストの存在は、いたとしてもごくわずかな存在であったという理由で、これまでの研究ではほとんど注目されてこなかったと著者はいう。「ごくわずか」とする根拠の一つは、パリのジャーナリスト協会が1890年に女性を受け入れていたにもかかわらず、1914年になっても350人の会員中女性が8人しか加入していなかったという事実である。著者は、この「事実」だけで、女性ジャーナリストがほとんどいなかったと断言してきたこれまでの研究に、疑問を投げかけている。

そういえば西洋美術史の世界でも、女性の画家や彫刻家が「いた」という事実が明らかにされたのは、まだここ20年あまりのことだ。有名人であるロダンの「妻」やユトリロの「母」の芸術性が「発見」され認識されるようになってきたものの、まだ多数の女性アーティストたちがその評価を草葉の陰から待っている状況である。母や妻や娘である女性が、仕事の足跡を後世に残しているわけがないという先入観、また、同業組合などの組織が表向きは女性を受け入れるとしても、そこに歓迎されにくい空気を読んだ当時の女性たちがそう簡単には加入しなかっただろうという想像力の欠如、それらが、著者も疑問視している先行研究の姿勢にもあったのではないだろうか。

読者は、まず第一章で、「歴史の常識」から自由になることの大切さをしっかりとアタマに入れることを促される。ただし、出だしできちんとこのことを学習しておけば、続く第二章からの内容は、ワクワク楽しく読み進められることになる。

19世紀末、女性の書き手を交えたジャーナリストによる、女性向けの活字媒体が登場すると、

経済的に余裕のある都会の女性たちは熱心な読者になると同時に、雑誌や新聞が募る紙上アンケートやコンクールに積極的に参加していく。著者は、そのような読者参加型の女性向け新聞や雑誌から多数の記事をひもときながら、女性たちにとっての結婚、子育て、家政、そして家族関係を鮮明に浮かび上がらせている。筆者がとりわけ夢中で読み進んだのは、ベル・エポックに生きたブルジョワ女性の家庭生活と、彼女たちの子育てを支えた「住み込み乳母(うぼ)」の存在についてである。

「性による区分からはずれること、例えば女性が職業を持つなどは、階層からの脱落とみなされた」当時のブルジョワ女性にとって、結婚とは、階層を維持し双方の家の存続と発展を期待して行われる「複雑な商談」だった。そのため、結婚とそれに続く妊娠・出産は、そこに何の疑問もさしはさまずに進んでいくべき一連の作業だったことだろう。なにせ結婚相手に求められる条件が「財産、年収、経済状態、土地、遺産」であって、「愛情や幸福は犠牲にされて」いたというのだから。

こうした家族の繁栄と継承を目的にしたブルジョワ階級の結婚が、運よく跡継ぎに恵まれた場合の、妻たる女性の喜びはさぞかし大きく彼女たちは大いに母性愛を発揮しただろうと、読者は考えてしまいがちだ。しかし、著者はここでもまた「歴史の常識」にとらわれないように励ましながら、意外とも思える歴史の秘密へと導いてくれる。

「母性愛」があれば考えられないような行動、つまり、他人に生まれたばかりの自分の子どもの授乳を肩代わりしてもらうために「住み込み乳母」を雇うという子育ての方法を、ベル・エポックのブルジョワ女性たちの多くが採用していたという。しかも、はっきりとした実数はつかみにくいものの、19世紀後半には、毎年およそ1万5000人もの女性が乳母の職を求めてパリにやってきていたという記録には驚かされる。ここでは再度、著者の「読み方注意」に従って、読者はアタマの柔軟体操をし直し、この奇妙で興味深い歴史的事実を読み進めなければならない。つまり「母性愛」とは何かを問い直し、乳母とはどのような女性だったかを知ることである。

本書によれば、長い間信じられてきた「母性愛はすべての母親に自然に備わっている本能である」という神話が議論の俎上に載せられたのは、1980年代に入ってからのことだ。著者のいうように、いつの時代にもどのような社会にも、愛情あふれる母親がいれば、子どもに関心のない母親も、あるいは虐待する母親もいる。また捨て子や子殺しさえ、めずらしい現象ではない。そもそも多種多様な女たちが母親になったとたんに「母性愛」を基準に評価されれば、世の中は「基準以下」の母たちで満員になることだろう。19世紀後半のパリだけでも、年間1万5000人もの乳母を雇うほぼ同数のブルジョワの母たちがいたのだから、このモノサシからすれば、何十万人ものベル・エポックのブルジョワ女性たちは「母親失格」となってしまう。読者はここで、現代の私たちが何の気なしに口にする「母性愛」ということばも、どうやら歴史的・文化的産物だということに気づかされる。

さて、では、なぜ当時のフランスの都会で、ブルジョワ女性たちは「住み込み乳母」を雇ったのだろうか。著者によれば、かの偉大な思想家ジャン・ジャック・ルソーが、著書『エミール』(1762)のなかで母親の役割を称賛し、母乳で育てることを勧め、それまでの乳母制度を批判して以来、19世紀後半には、母性愛と結びつけられて母乳哺育が定着していたという。にもかかわらず、なぜ？

著者は、その理由を、当時のパリのブルジョワ社会の特殊な構造のなかに見出している。19世紀末から20世紀初頭は、「家族」の価値が低下し、平等な「個人」に重心が移ろうとしている時期だった。ブルジョワ女性たちは家族を維持するという従来の役割以外に、妻、女主人、母と複数の役割を果たすことが求められるようになる。なかでも彼女たちにとって、家族の存在を社会に知らしめるための交際手段、「社交」を取り仕切ることは何より優先されるべきことだった。

読み進めていて思わず笑ってしまったのは、当時「母乳哺育=母性愛」という価値観を称揚する立場にあったはずの家庭医や家政専門家たちが、「住み込み乳母」の扱い方マニュアルを多数出版

していたというところだ。ブルジョワ家庭を顧客としていたかれらにとっては、お得意様が任務＝社交を遂行することを妨げるようなことはできない。かれらは、授乳は妊娠の総仕上げだと書く一方で、社交と授乳は両立不可能だと、全く矛盾するようなことを平気で主張するのだ。実際、女主人がパーティーの途中で何度も授乳のために中座することは歓迎されなかっただろうし、コルセットで固められた服装では、ゆったり授乳などできなかったことだろう。

ブルジョワ女性たちは、こうしてプロの代弁者の言説に助けられ、自分自身への言い訳もできたところで、乳母に授乳を引き受けてもらうことになる。そしていったん乳母に任せ始めたら、今度は「乳母を雇うこと」がブルジョワ女性の、あるいはブルジョワ家庭のステイタスとなっていく。

では雇われる女性、他人に自分の母乳を与える「乳母」とはいったいどういう女たちだったのだろうか。そもそも若い世代の読者に、乳母とは何者かが想像できるのだろうかと少し心配して読んでいたら、著者はここでも読者へさりげない事実確認をしてくれている。

成人の女性なら誰でも「乳母」になれるというわけではなく、そもそも「母乳が出る」ようになるには、自身が妊娠し出産しなければならぬ。つまり、授乳を引き受けてもらおうとするブルジョワ女性と、引き受ける乳母は、出産を終えたばかりだという点で同じ立場の女性だったということである。しかも、当時、産んだ子どもを勤め先に連れて行くことは許されていなかったので、著者も書くように、「住み込み乳母」の仕事は、母親の乳を必要としている乳母自身の子どもを犠牲にして成り立つものだったのだ。

都市に住むブルジョワ女性が本書の主人公だが、著者は、このように、けっして彼女たちのライフスタイルを一面的には描いていない。彼女たちの生活を支えた「他の女たち」の存在を対置させながら、「女性」が時代や社会によってどのように作られてきたかを読者に教えてくれる。そういえば、「女は女に生まれぬ、女になるのだ」と喝破したシモーヌ・ド・ボーヴォワールもフラ

ンス女性だった。

読者は、本書を楽しく読み進めていくうちに、女性史というジャンルのもつ魅力と、女性史研究の広がりや深まりのなかに、いつの間にか引き込まれていることを心地よく感じるに違いない。

(堀内真由美)

## 小林 標

### 『ローマ喜劇』

知られざる笑いの源泉』

中公新書、2009年8月刊、374頁、940円＋税、ISBN4-12-102017-8

本書において扱われるローマ喜劇は、西洋文学・演劇の源泉の1つである。しかしながら、その重要性にもかかわらず、悲劇などをはじめとするギリシア文学に比べると、我が国では一般に知られているとは言い難い。たしかに、現存するローマ喜劇作品の全て、すなわちプラウトゥスとテレンティウスの全ての現存作品は翻訳されているものの、その刊行形態が大学出版会刊行の5巻組の全集だけであることを考えると、これはやむを得ない状況なのかも知れない。このような観点に鑑みて、西洋文化の基底にあるローマ喜劇を知る手がかりとなる本書が刊行されたことは大変喜ばしい。本書の内容を述べるために、まずはその構成を提示しておく。

I	ローマ喜劇とは	1頁
II	二つのパリュム劇	23頁
III	二人の劇作家——劇場人プラウトゥス、文学者テレンティウス	79頁
IV	ローマ喜劇とローマ社会	105頁
V	プラウトゥスの主要作品	157頁
VI	テレンティウスの主要作品	291頁
VII	プロログスという現象	319頁
VIII	ローマ喜劇のその後	355頁

本書は、ある意味で異色の書であると言える。それは、西洋古典学者である著者が、自らの分野の方法論を半ば打ち捨てて、1人の愛好家として、演劇というジャンルに特有な事柄を中

心に記述しているからである。そのことが端的に示されるのが、I章においてである。この章において、パリュム劇と呼ばれたローマ喜劇を文化運動であると、著者は論じている。その際に、本書は叙述される上で発想の糸口となった並行現象として提示されるのが、近現代日本の新劇である。パリュム劇と新劇の両者には、多くの共通点が存在する。どちらも共に、外国に由来する演劇文化を何とか自国に根付かせようとの約80年間にわたる奮闘であった。また、その舞台は、現代のミュージカルのような音楽的要素を含んだものではなく、主に言葉に依拠するものであったとされる。著者の目標とするところは、この言葉を紡ぎだしたプラウトゥスやテレンティウスの現存作品を、後世から見た文学として通時的に見るのではなく、実際に演じられた演劇として共時的に見ようというものである。したがって、パリュム劇の原作であるギリシア喜劇からの影響関係とか、作者の独創性の有無などといった文学史的なテーマは論じないことが明言されている。もっぱら、作者がどのように作品を観衆に提示しようとしたか、というような劇作者の言葉による戦略が記述の対象となる。

そのように同時代的な演劇であるかのように見るというスタンスで、実際の作品が検討されるのが、II章、V章、VI章である。II章では現存する唯二のパリュム劇作者、プラウトゥスとテレンティウスの作品が、実例として1つずつ紹介される。それを踏まえて、III章で両作者について詳しい説明がなされ、IV章で彼らの活躍したローマ演劇の「場」と、それらが演じられた前3-前2世紀当時のローマの社会的背景が語られる。この章ではさらに、プロデューサーや俳優といった他の演劇人や、舞台装置や舞台への「出」や「引っ込み」などによる舞台効果、それを見ていた観客についても言及がなされている。

このような説明を踏まえて、V章ではプラウトゥスの8作品が、VI章ではテレンティウスの2作品が検討される。ページ数では半分近くになるこの2章は、その構成としては、本書の中では一般的なローマ文学研究に一番近いように思われる

が、内容としては、II章と同じ様に共時的な視角が徹底されている。

その後VII章で述べられるのが、前口上とでも言うべきプロログスについてである。元来のギリシア演劇では、冒頭に合唱隊が入場する前に、これから演じられる劇の背景や今後の展開の説明がなされるのがプロログス（ギリシア語ではプロロゴス）という部分であった。新喜劇の時代に、背景説明を行う者についてもプロログスと呼ばれるようになり、プロログスが演劇構成の一部を指す言葉から、演劇について説明する機能、説明者を示す言葉に換わったと述べられる。パリュム劇では合唱隊という存在がなかったので、その入場以前という意味でのプロログスは存在しなかった。その代わりに、プロログスが観客に背景説明を行う機能は、作者によって十分に活用されていた。プラウトゥスは、ややこしい背景説明を行うなどの作劇上の必要がある場合にプロログスを採用しており、その必要がなければプロログスは省略されている。このプロログスが担っていた役割には、観客への静粛の呼びかけや原作のギリシア劇についての言及までが含まれる。このようにプロログスがパリュム劇の内外にわたる興味深い存在として提示されている。他方、テレンティウスのプロログスは、作者自身の代弁者として、彼の作品をアピールする存在である。その科白を扱う際には、文学的な読解ではなく、演劇の論理で書かれた「劇場内の言葉」として読み解く必要が示され、従来のもとは異なる解釈が提示される。VIII章では、テレンティウス以後のパリュム劇が演劇として終焉を迎えたことと、両者の作品が読む古典として不朽のものとなったことが述べられる。

以下、感想を簡潔に述べさせていただく。大変興味深く読める本である。この手の本は、作品紹介に多くのページが割かれるために、どうしても中弛みしがちであるように思われる。しかし本書は、実例としてプラウトゥスの『プセウドルス』とテレンティウスの『義母』とが丁寧に紹介されるII章と、両者併せて10作品が扱われるV・VI章とが分散されるという構成上の工夫によって、その弊害はかなり軽減されているように思われ

---

る。また、I章の説明で述べたように、著者のスタンス・問題意識が明確に示されており、それに基づいて一貫した記述がなされているため、興味深く読み進めることができる。2000年以上昔の事柄を説明するために日本の事例を引き合いに出すなどして、一般読者にも分かりやすく書かれている一方で、過剰に時事ネタに走ったりするような、読者に対する変な阿りは見受けられない。このため、読みやすくありながら、品位も備えた書となっていると言えよう。その一方、演劇というジャンルそのものに対する著者の愛好が随所に窺われ、冷静さと情熱とを兼ね備えた興味深い本である。新書という出版形式を十全に活かした著作であり、そのような意味でもローマに興味を持つ人以外にも、広く読まれるべき著作である。

(鷺田睦朗)